

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年3月26日

【会社名】 株式会社 群馬銀行

【英訳名】 The Gunma Bank, Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役頭取 深井 彰彦

【本店の所在の場所】 群馬県前橋市元総社町194番地

【電話番号】 (027)252 - 1111(大代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員総合企画部長 大谷 静男

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋二丁目3番21号  
株式会社群馬銀行 東京事務所

【電話番号】 (03)3271 - 1801(代表)

【事務連絡者氏名】 東京事務所長 桜井 堅司

【縦覧に供する場所】 株式会社群馬銀行 東京支店  
(東京都中央区日本橋二丁目3番21号)  
株式会社群馬銀行 大宮支店  
(埼玉県さいたま市大宮区下町二丁目1番地1)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

当行は、2026年3月26日付の取締役会において、当行および株式会社第四北越フィナンシャルグループ（以下「第四北越フィナンシャルグループ」といい、当行と総称して「両社」といいます。）の株主総会の承認および必要な関係当局の許認可等（Form F-4による登録届出書の米国証券取引委員会への提出および効力発生を含みます。）を得られることを前提として、当行を株式交換完全子会社、第四北越フィナンシャルグループを株式交換完全親会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）による経営統合を行うことを決議し、両社は、同日付で株式交換契約書（以下「本株式交換契約書」といいます。）および経営統合契約書（以下「本経営統合契約書」といいます。）を締結いたしました。

本株式交換の効力発生により、当行の親会社および主要株主の異動が見込まれること、並びに本経営統合契約書には、両社の間における、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の2に規定する合意が含まれることから、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号、第4号および第12号の2の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### (1) 親会社の異動

当該異動に係る親会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金の額および事業の内容

（新たに親会社となるもの）

商号	株式会社第四北越フィナンシャルグループ
本店の所在地	新潟県新潟市中央区東堀前通七番町1071番地1
代表者の氏名	代表取締役社長 殖粟 道郎
資本金の額	30,000百万円（2025年9月30日時点）
事業の内容	銀行、その他銀行法により子会社とすることができる会社の経営管理およびこれに付帯関連する一切の業務

当該異動の前後における当該親会社の所有に係る議決権の数および当行の総株主等の議決権に対する割合

（新たに親会社となるもの）

	所有に係る議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	2,100個（2,100個）	0.06%（0.06%）
異動後	3,785,004個（予定）（0個）	100.0%（%）

（注1）「総株主等の議決権に対する割合」の計算においては、2025年12月31日現在の当行の発行済株式総数（395,888,177株）から、当行の2025年12月31日時点における自己株式数（17,387,774株）を控除した株式数（378,500,403株）に係る議決権の数（3,785,004個）を分母として計算し、小数点以下第三位を四捨五入しております。以下同じです。

（注2）（ ）内は、間接所有分を記載しております。

（注3）当行は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する当行の取締役会の決議により、本株式交換の効力発生時点の直前時（以下「基準時」といいます。）の直前までに、保有している自己株式（本株式交換に関してなされる、会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって当行が取得する自己株式を含みます。）の全てを、基準時の直前の時点をもって消却する予定ですので、異動後の「所有に係る議決権の数」については、変動が生じる可能性があります。

当該異動の理由およびその年月日

#### (ア) 当該異動の理由

本株式交換契約書に基づく本株式交換により、第四北越フィナンシャルグループが当行の完全親会社となるため、新たに当行の親会社に該当することとなります。

#### (イ) 当該異動の年月日（予定）

2027年4月1日（本株式交換の効力発生日）

## (2) 主要株主の異動

当該異動に係る主要株主の名称

(新たに主要株主となるもの)

株式会社第四北越フィナンシャルグループ

当該異動の前後における当該主要株主の所有に係る議決権の数および当行の総株主等の議決権に対する割合

(新たに主要株主となるもの)

	所有に係る議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	個	%
異動後	3,785,004個(予定)	100.0%

(注) 当行は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する当行の取締役会の決議により、基準時の直前までに、保有している自己株式(本株式交換に関してなされる、会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって当行が取得する自己株式を含みます。)の全てを、基準時の直前の時点をもって消却する予定ですので、異動後の「所有に係る議決権の数」については、変動が生じる可能性があります。

当該異動の年月日(予定)

2027年4月1日(本株式交換の効力発生日)

本報告書提出日現在の提出会社の資本金の額および発行済株式総数

資本金の額 48,652百万円

発行済株式総数 普通株式 395,888,177株

## (3) 企業・株主間のガバナンスに関する合意

本経営統合契約書を締結した年月日

2026年3月26日

本経営統合契約書の相手方の名称および住所

名称	株式会社第四北越フィナンシャルグループ
住所	新潟県新潟市中央区東堀前通七番町1071番地1

当該合意の内容

(ア) 統合持株会社の役員について候補者を指名する権利を両社が有する旨の合意

両社は、本経営統合の目的を達成するため、本経営統合契約書において、統合持株会社(第四北越フィナンシャルグループ)は、2026年12月23日に開催予定の両社の株主総会において本経営統合に必要な事項の承認が得られること、および本経営統合を行うにあたり必要となる関係当局の許認可が得られることを前提として、本株式交換契約書に基づき、本株式交換を行うとともに、株式会社群馬新潟フィナンシャルグループ(以下「統合持株会社」といいます。)に商号変更します。)の社内取締役6名のうち、両社がそれぞれ3名ずつ指名すること、また、統合持株会社の社外取締役7名のうち、当行が4名(社外取締役のうち監査等委員である取締役4名のうちの2名を含む。)、第四北越フィナンシャルグループ(本株式交換の効力発生後は第四北越銀行)が3名(社外取締役のうち監査等委員である取締役4名のうちの2名を含む。)をそれぞれ指名することに合意しております。

本経営統合後の具体的な取締役の氏名につきましては、上記に基づき、2026年12月23日に開催予定の第四北越フィナンシャルグループの臨時株主総会の議案として上程する予定です。

(イ) 両社の株主総会または取締役会において決議すべき事項について相手方の事前の承諾を要する旨の合意

両社は、本経営統合契約書において、本経営統合契約書締結日から本株式交換の効力発生日までの間、それぞれ、以下の各事項を実施する場合には、本経営統合契約書上に明示的に定められた例外を除き、相手方と事前に協議の上、その同意を得ることを合意しております。

(a) 定款の変更(注1)

(b) 取締役会規則その他重要な社内規程の制定、変更または廃止

- (c) 自己株式または自己新株予約権の取得（適用法令に従い株主の権利行使に応じて自己の株式の取得をしなければならぬ場合における自己株式の取得を除く。）
- (d) 株式、新株予約権または社債（新株予約権付社債を含む。）その他の株式を取得できる権利の発行、処分または付与
- (e) 株式の分割もしくは併合、または株式もしくは新株予約権の無償割当て
- (f) 役員報酬等の総額の決定または変更
- (g) 合併、株式交換、株式移転、会社分割、株式交付、事業の全部または重要な一部の譲渡または譲受、子会社の株式の譲渡その他これらに準じる行為
- (h) 資本提携その他これらに準ずる行為のうち重大なもの
- (i) 資本金もしくは準備金の額の減少、会社法第450条第1項に定める資本金の額の増加、会社法第451条第1項に定める準備金の額の増加または会社法第452条に定める剰余金の処分
- (j) 本株式交換の効力発生日よりも前の日を基準日とする剰余金の配当および当該基準日の設定（注2）
- (k) 解散、または破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始、特別清算開始その他これらに類する倒産手続開始の申立て
- (l) 会計方針の重大な変更
- (m) 前各号に定めるほか、本経営統合の実施もしくは本株式交換比率（本株式交換において当行の普通株式1株に対して、第四北越フィナンシャルグループの普通株式1.125株を割当て交付します。「本株式交換比率」につき、以下同様です。）の合理性に重大な悪影響を与え、または本経営統合の目的の達成が著しく困難となるおそれのある行為

（注1）但し、両社は、本経営統合契約書において、当行の定時株主総会の議決権の基準日の削除に係る定款変更等を、本株式交換契約が効力を失っていないことを条件として、2027年3月31日付けで効力を生じさせる旨、および、本経営統合後の統合持株会社とするために必要となる第四北越フィナンシャルグループの定款変更を行う旨を合意しております。なお、第四北越フィナンシャルグループは、本株式交換に際して第四北越フィナンシャルグループの普通株式の割当交付を受ける当行の株主に対し、会社法第124条第4項に基づき、本株式交換および当行における上記の定款変更の効力が生ずることを停止条件として、統合持株会社の2027年6月開催予定の定時株主総会の議決権を付与する予定です。

（注2）但し、両社は、それぞれの2026年3月31日、2026年9月30日および2027年3月31日の株主または登録株式質権者に対して、配当性向40%を目安として（但し、具体的な配当金額の算定にあたっては、本経営統合契約書締結日時点において開示しているそれぞれの配当性向の計算方法および株主還元方針に従うものとする。）、剰余金の配当を行うことができることについて、合意しております。

#### 当該合意の目的

(ア) 統合持株会社の役員について候補者を指名する権利を両社が有する旨の合意

統合持株会社について、両社の指名する役員により、本経営統合の目的を達成することを企図しております。

(イ) 両社の株主総会または取締役会において決議すべき事項について相手方の事前の承諾を要する旨の合意

本株式交換の実行または本株式交換比率に重大な悪影響を及ぼす可能性のある行為を行わないことを目的としております。

#### 取締役会における検討状況その他の当該提出会社における当該合意に係る意思決定に至る過程

本経営統合は、相互信頼および対等統合を基本的な方針としており、当該方針に基づき、統合準備委員会などにおいて協議・検討を重ねた結果、当行は、本日付の取締役会において、当該合意内容を含む本経営統合契約書を締結することを決議し、同日付で本経営統合契約書を締結いたしました。

#### 当該合意が当該提出会社の企業統治に及ぼす影響

(ア) 統合持株会社の役員について候補者を指名する権利を両社が有する旨の合意

統合持株会社について、両社の指名する役員により、本経営統合の目的を達成することを企図しており、

かつ、社外取締役を過半とするなど、適切なガバナンス体制の構築を目指しており、ガバナンスへの影響については軽微であると考えております。

(イ)両社の株主総会または取締役会において決議すべき事項について相手方の事前の承諾を要する旨の合意

両社は、株主総会または取締役会において決議すべき事項について相手方の事前の承諾を要するとされる期間は本経営統合契約書締結日から本株式交換の効力発生日までに限定されていることから、また、本経営統合の目的を達成するために必要な内容であることから、上記合意がガバナンスに与える影響については軽微であると考えております。

以 上